

保税蔵置場許可の承継の承認について

関税法第48条の2第6項の規定により、下記のとおり公告する。

令和8年5月26日

大阪税関長 日 置 重 人

記

- 承継を受けた者の名称及び住所
ディエスヴィ・エアーシー株式会社
東京都江東区福住二丁目5番4号
- 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地
西濃シェンカー株式会社 りんくうロジスティクスセンター
大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の21
- 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所
西濃シェンカー株式会社
東京都品川区東品川二丁目2番24号天王洲セントラルタワー
- 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地
ディエスヴィ・エアーシー株式会社 りんくうロジスティクスセンター
大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の21
- 承継された許可期間
自 令和 8年 6月 1日
至 令和12年 8月31日